

第 1 5 2 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 9 月 1 9 日（火）午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 9 月 1 9 日（火）午後 1 時 5 0 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 9 月 1 9 日（火）午後 2 時 4 3 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席，欠席の別
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	欠席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	出席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について
 (6) 転用事業計画変更承認届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 5 年度農地利用状況調査の実施について
 (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 3 番 板野 元次 1 6 番 三垣 千秋

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第152回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。3番 板野委員, 16番 三垣委員にお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。詳細は本日お配りした正誤表をご覧ください。

議長 それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1 ページ1番, 前回保留の案件です。営農計画書の実現性に疑義があるとして, 計画書の再提出を受けて判断することとし, 保留となっていました。

受人は本町に居住し, 新規農により野殿西町の田を取得しようとするものです。なお, 受人は令和4年9月21日付けで5条許可を受けた隣接地に自己専用住宅を建設中であり, 完成次第転居する予定です。

営農計画書の再提出を受け, 協議したところ, 今後農地利用がなされるものと判断されました。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番及び3番については, 同時申請のためまとめて説明します。

受人は一宮に居住し, 約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で, 増反により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番, 受人は吉宗に居住し, 新規農により吉宗の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 受人は津高に居住し, 新規農により津高の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番, 受人は白石東新町に居住し, 新規農により芳賀の田を50年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番, 受人は妹尾に居住し, 新規農により大安寺南町二丁目の田を取得しようとするものです。

協議会の審議では, 申請地が荒廃しており, 営農が行われるか疑問であるため, 営農計画や現地の改善状況を受けて判断する必要があることから, 保留意見となっています。

8番, 受人は田中に居住し, 世帯で約13アールの農地を耕作する農業者

で、増反により西辛川の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番及び10番は、同時申請のためまとめて説明します。

受人は花尻ききょう町に居住し、約67アールの農地を耕作する農業者で、経営移譲により尾上の畑の取得及び10年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、7番を保留意見、残る9件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ11番、受人は東花尻に居住し、世帯で約10ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により納所の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は河原に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により河原及び東山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は下足守に居住し、新規農により下足守の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は平野で社会福祉事業を営む法人で、申請地隣接であんじゅの里保育園を運営しており、社会福祉事業に使用する目的で川入の田を取得しようとするものです。土地利用計画から取得後の農地を社会福祉事業に係る業務（保育園）の運営に必要な施設の用に供すると認められるため、農地法施行令第2条第1項のハに該当し、例外的に許可が可能と考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、11番から14番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 15番、受人は御津伊田に居住し、約2ヘクタール耕作する農業者で、増反

により御津伊田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は御津河内に居住し、約12アール耕作する会社員兼農業者で、受贈により御津河内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は御津伊田に居住し、新規農により御津伊田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、15番から17番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 2ページ18番、受人は妹尾に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ19番、受人は小串に居住し、世帯で約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反により宮浦の畑の持分の一部を所有権移転しようとするものです。なお、受人による持分移転の理由書及び、渡人による持分移転の上申書が添付されており、残りの持分についても、相続登記が終わり次第、持分移転の申請が出てくる予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は藤田に事務所を置き、約8ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田及び北七区の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は浦安南町に居住し、世帯で約27アールの農地を耕作する農業者で、増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は川張に居住する会社員で、新規農により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は当新田に居住し、世帯で約94アールの農地を耕作する農業者兼会社員で、増反により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

賀門委員 南区協議会で、18番から23番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)は23件ですが、7番を保留とし、残る22件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 4ページ1番、転用目的は敷地進入路です。

申請人は申請地の北側の農家住宅に居住していますが、申請地の東側及び西側の土地を売却することになり、現在進入路として利用している土地が利用できなくなったため、進入路を設置しようとするものです。

なお、売却することとなった農地部分については、今回5条申請が上程されています。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的を貸露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請で、転用期間は許可日から3年間です。

現在、近隣に事業所を有する法人から申請地における従業員用駐車場として賃貸契約の申し出をうけていることから、申請地を貸露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、農用地および農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番及び2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議 長
田尾係長

次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

4 ページ 3 番, 本件は令和 4 年 1 0 月 1 9 日付で農振除外済の案件で, 転用目的は露天駐車場です。

申請人は, 申請地の北側に居住しており, 宅地の一部を車庫及び物置として利用してきましたが, 手狭になったことから, 新たに駐車場を確保する必要性が生じたため, 現住居に隣接し利便性が良く, 本人の所有地である申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 ヘクタール以上の 1 種農地と判断されますが, 住居の近隣で集落に接続した日常生活上必要な施設に該当することから, 例外的に許可が可能です。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

議 長
遠藤委員

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で, 3 番について協議したところ, 事務局説明のとおりで, 許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長
全 員

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

異議なし。

議 長
逢坂課長補佐

次に南区の説明を事務局からお願いします。

4 ページ 4 番, 本件は令和 5 年 3 月 3 0 日付で農振除外済の案件で, 転用目的は自己専用住宅 (分家住宅) です。

申請人は中区中井の自己住宅に, 夫婦と子ども 3 人で生活していますが, 都市計画道路計画の該当地となったため, 立退き予定となりました。そこで, 実家の農業を手伝う必要もあるため, 実家に近い所有地に自己専用住宅 (分家住宅) を建築しようとするものです。

農地区分は甲種ですが, 住宅で集落に接続するものとして, 例外的に許可が可能です。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

議 長
賀門委員

南区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

南区協議会で, 4 番について協議したところ, 事務局説明のとおりで, 許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長
全 員

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

異議なし。

議 長
全 員

それでは, 申請等 (2) の 1 番から 4 番までの 4 件は, いずれも許可と決定してよろしいか。

異議なし。

議 長

それでは, そのように決定いたします。

次に, 申請等 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

5 ページ 1 番から 4 番までは同じ地域のためまとめて説明します。
いずれも令和 5 年 3 月 3 0 日付で農振除外済の案件です。

1 番, 転用目的は露天駐車場です。

申請人は申請地の隣接地に居住していますが、宅地の形状が悪く、高齢のため車を脱輪させるなど利便性が悪いこと、農繁期等に家族が集まるときの駐車場が不足していることから、申請地の所有権を移転し、露天駐車場にしようとするものです。

2番から4番までの転用目的は、自己専用住宅です。

2番、申請人は、北区白石の借家に申請人と妻の子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く、生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

なお、現住居は継続して事務所として利用する予定です。

3番、申請人は、北区白石の借家に申請人と妻と子ども3人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらず、また、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人らは、北区今保の借家に申請人らと子ども2人で生活しており、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらず、申請人(夫)の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番及び6番は、同じ地域のためまとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

5番、申請人らは、北区辛川市場の借家に申請人らと子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人らは、北区檜津の借家に申請人らと子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、南区豊成二丁目の借家に申請人ら2人で生活しており、出産の予定があり、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らのそれぞれの実家への交通アクセスが良く、申請人(夫)の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ8番及び9番は、同じ地域のためまとめて説明します。

いずれも令和5年3月30日付で農振除外済の案件です。

8番、転用目的は分家住宅です。

申請人らは、北区栢谷の実家に申請人と夫、子ども1人と両親の5人で生活しており、家財道具が増え手狭になったこと、また、共働きのため両親に子どもを預けることができること、将来、申請人も農業に携わっていくことから、申請人の実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

9番、転用目的は農業用倉庫用進入路です。

申請人は、隣接地を農業用倉庫として利用していますが、大型農機具が通行できないため、申請地の所有権を移転し、農業用倉庫用進入路を設置しようとするものです。

いずれも農地区分は地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的を露天資材置場とする永久転用目的の一時転用申請で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は、大窪に事務所を置き、地質調査を主な業務とする法人で、現在、申請地の西側を一時転用で資材置場として利用していますが、業務拡大に伴い、資材を保管する場所が不足しているため、申請地に賃貸借権を設定し露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員

中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長

6ページ11番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、東花尻の借家に家族3人で居住しており、家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近い申請地の所有権を移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、本件は令和5年3月30日付で農振除外済の案件で、転用目的は自己用住宅です。

申請人は現在、高松原古才の妻の実家に妻の両親と夫婦と子ども3人で居住しており、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転して、自己用住宅を建築しようとするものです。なお、妻の実家には妻の両親が居住し続けます。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考え

えます。

13番、本件は令和4年10月19日付で農振除外済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は現在、北長瀬本町の借家に家族3人で居住しており、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近い祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、祖父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番及び15番は受人が同一で同時申請のため、併せて説明します。

いずれも転用目的は、診療所（歯科医院）です。

受人は歯科診療所を営む法人ですが、歯科診療所が申請地付近には存在しないため、近隣住民の健康維持に寄与する目的で、申請地に診療所（歯科医院）を建築しようとするものです。転用するにあたり、14番の渡人からは所有権の移転で土地を譲り受け、15番の渡人からは、使用貸借権の設定で土地を譲り受けようとするものです。

いずれも、農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、津高の借家に家族3人で居住しており、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 7ページ17番から23番までは同一業者に関連がありますので、併せて説明します。

すべて原形復旧をする一時転用で、目的は仮設用地です。一時転用期間は、許可日から令和6年3月31日までです。

申請人は、広島市に本店を置き、岡山市南区内で主に電気工事や電気通信工事の事業を営んでいますが、送電線鉄塔の撤去に伴う作業用地及び運搬ルートを構築するため、申請地を仮設用地として一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地が含まれますが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、17番から23番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

<※ 荒井委員 退室>

逢坂課長補佐 7ページ24番、転用目的は、老人デイサービスセンターです。

申請人は北区西古松西町に本店を置き、通所介護事業を営む法人ですが、この度、申請地に使用貸借権を設定し、老人デイサービスセンターを建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径300メートル内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は北区新屋敷町一丁目に事務所を置き、不動産業を営む法人ですが、市南部での事業拡大にあたり、会社及び事業関係者の資材置場を確保するため、交通至便である申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番及び27番は同じ地域で同時申請のため、まとめて説明します。

転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

26番、申請人は妹尾の持家にて生活していますが、居宅を含め周辺土地が開発事業用地となり、立ち退きが決定したため、現居住地に近く、生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は妹尾の持家にて生活していますが、居宅を含め周辺土地が開発事業用地となり、立ち退きが決定したため、現居住地に近く、生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ28番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区富田の借家に、夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家及び妻の職場に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、令和5年3月30日付で農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人らは内尾の妻の父所有の家に、夫婦と子ども3人と妻の父の6人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近く農作業の手伝いもしやすい、妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は甲種ですが、集落に接続する住宅であり、妻の父の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は、工事ヤード（露天資材置場・作業場）で、原形復旧を伴う一時転用で、転用期間は許可日から令和6年8月31日までです。

申請人は高梁市横町に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、令和4年度岡山環状南道路大福地区第8改良工事に伴う工事用地の借地とするため、申請地に賃借権を設定し、工事ヤード（露天資材置場・作業場）として一時転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は三浜町一丁目に事務所を置き、金属スクラップ業を営む法人ですが、業務拡大に伴い、業務用駐車場が不足しているため、現在使用している駐車場に近い申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、令和5年3月30日付で農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは中区倉富の借家に、夫婦で生活していますが、出産予定があり、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、令和5年3月30日付で農振除外済の案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は南区大福の借家に夫婦と子ども2人で生活する農業者で、家財道具が増え手狭となったことから、耕作地や父の住宅建築予定地に近い、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は甲種ですが、集落に接続する住宅であり、父の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番、令和5年3月30日付で農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人らは西紅陽台三丁目の夫の祖母所有の借家に、夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、今後は夫の祖母・両親の農作業を手伝うため、祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は甲種ですが、集落に接続する住宅であり、祖母の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

賀門委員 南区協議会で、24番から34番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（3）は、1番から34番までの34件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

<※ 荒井委員 入室>

次に申請等（4）岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定（所有権の移転）について審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 申請等（4）所有権の移転は、9ページ北・吉備地区1番の1件です。

これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（4）の農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 10ページ1番から13ページ14番までの14件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）については、14件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１４ページ１番から９番までの９件で、転用目的は、産業用の事務所１件、露天駐車場３件、自己用住宅２件、保育園の園庭１件、共同住宅１件、公衆用道路１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１５ページ１番から１０番までの１０件で、転用目的は、露天資材置場等３件、露天駐車場３件、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設１件、自己用住宅１件、車庫１件、住宅の建築１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１６ページ１番から１７ページ５番までの５件で、解約理由は耕作目的４件、転用目的１件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１８ページ１番の１件で、内容は、農業用倉庫（是正）１件です。

報告（５）農地改良届については、１９ページ１番から３番までの３件で、内容は果樹園３件です。

報告（６）転用事業計画変更承認届については、２０ページ１番及び２番の２件で、譲受人及び事業計画を変更するものです。

議 長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 第２号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事 務 局 次回総会予定（１０月１８日（水）岡山市勤労者福祉センター４階大会議室）

職 務 代 理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時４３分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員